

## 須崎税務署からのお願い

国税庁では、税務署における内部事務（※1）の効率化・高度化を図るとともに、納税者の皆様の利便性の向上や外部事務の充実・高度化を目指し、「内部事務のセンター化」を実施しています。

須崎税務署につきましても、令和4年7月11日から「内部事務のセンター化」の対象署となり、内部事務を高松国税局業務センター高知分室において集約処理します。

※1 内部事務とは、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

※2 「内部事務のセンター化」は、所轄税務署を変更するものではありません。

### 書面による提出は「業務センター 高知分室」へ

令和4年7月11日から、須崎税務署に書面で申告書、申請書等を提出する場合は、下記の業務センターへ郵送をお願いします。

書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

なお、e-Tax 等によりデータで提出する場合は、従来どおり須崎税務署へ送信してください。

#### 【送付先】

〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号  
高知よさこい咲都合同庁舎 高松国税局業務センター 高知分室

### 国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」へ

国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください。税務に精通した国税局の職員がお答えします。

#### ◆電話相談センター

①須崎税務署に電話をかけます（須崎税務署 ☎0889-42-2355）

②音声案内に従い、「1」※を選択

※インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関するご質問やご相談は「3」を選択してください。軽減・インボイスコールセンターのオペレータまたは税務に精通した国税局の職員がご相談をお受けします。

③音声案内に従い、相談内容の番号を選択

④相談内容に応じて、税務に精通した国税局の職員がお答えします



### 税務署での面接相談は、事前予約が必要です

※確定申告期を除きます。

税務署では、面接相談については事前予約制としています。

面接相談をご希望される場合には、事前に須崎税務署に電話でご連絡の上、相談日時をご予約いただくようお願いします（音声案内に従い「2」を選択してください。）。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

### 受付窓口が2階に変更となりました

令和4年7月11日より、須崎税務署の受付窓口が2階に変更となりました。ご来庁の際は、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】 須崎税務署 ☎0889-42-2355

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

### 減免の対象となる方

1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

≫ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を **全額免除**



2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の（1）～（3）の全てに該当する方

≫ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の **一部を減額**



### 具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

（1）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、**令和3年中に比べて10分の3以上減少**する見込みであること

（2）**令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下**であること

（3）**収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下**であること

### 減免の対象となる国民健康保険税および後期高齢者医療保険料

令和4年度分の国保税および後期保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

⚠ その他詳細については、令和4年度の納税・納入通知書に同封している紙面をご覧ください。

## 介護保険料の減免について

### 減免の対象となる方

1 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者の方

≫ 介護保険料を **全額免除**



2 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる第1号被保険者の方で、次の（1）および（2）に該当する方

≫ 介護保険料の **一部を減額**



### 具体的な要件

主たる生計維持者について

（1）事業収入などのいずれかが、前年の事業収入などの額に比べ **10分の3以上の減少**があること

（2）**減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下**であること

### 減免の対象となる介護保険料

令和4年度分の介護保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

⚠ その他詳細については、令和4年度の納入通知書に同封している紙面をご覧ください。

【お問い合わせ先】

○国民健康保険税  
税務課 ☎22-3116

○後期高齢者医療保険料  
町民課 ☎22-3117

○介護保険料  
高齢者支援課 ☎22-3900